第六号様式別表九記載要領一中「第３項」を「第４項」に改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号。以下この記載要領において「平成27年所得税法等改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成27年旧法人税法」という。）第57条第１項」及び「。以下この記載要領において「平成23年12月所得税法等改正法」という。」を削り、「又は欠損金額」の次に「若しくは個別欠損金額」を加え、「法第72条の23第１項の」を「法第72条の23第１項若しくは第４項の」に改め、「、平成27年旧法人税法第58条第１項」を削り、同表記載要領３中「第６号様式⑪」を「第６号様式⑫」に改め、同表記載要領４を次のように改める。

４　「所得金額控除限度額②」の欄は、平成30年４月１日以後に開始する事業年度で中小法人等事業年度（法人税法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に掲げる法人の同法第57条第11項各号又は第58条第６項各号に定める各事業年度及び次に掲げる法人の各事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）に該当しない事業年度にあっては「、55、60、65又は100」を抹消し、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、」及び「、60、65又は100」を抹消し、平成28年４月１日から平成29年３月31日までの間に開始する事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、」及び「、65又は100」を抹消し、平成28年４月１日前に開始した事業年度で中小法人等事業年度に該当しない事業年度にあっては「50、55、60、」及び「又は100」を抹消し、中小法人等事業年度に該当する事業年度にあっては「50、55、60、65又は」を抹消すること。

⑴　租税特別措置法第67条の14第１項第１号に掲げる要件を満たす特定目的会社

⑵　租税特別措置法第67条の15第１項第１号に掲げる要件を満たす投資法人

⑶　租税特別措置法第68条の３の２第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定目的信託に係る受託法人（法人税法第４条の７に規定する受託法人をいう。⑷において同じ。）

⑷　租税特別措置法第68条の３の３第１項第１号に掲げる要件を満たす同項に規定する特定投資信託に係る受託法人

第六号様式別表十記載要領一②及び二②中「第72条の18」を「第72条の18第１項」に、「第20条の２の11」を「第20条の２の13」に改める。

第六号様式別表十一の表中「((第６号様式⑪又は別表５㉒）－⑦）又は((第６号様式⑪又は別表５㉒）－⑦－（((第６号様式⑪又は別表５㉒）－④）×0.2))」を「((第６号様式⑫又は別表５㉒）－⑦)」に、「第６号様式⑪」を「第６号様式⑫」に改める。

第六号様式別表十一記載要領一②中「第72条の18」を「第72条の18第１項」に、「第20条の２の11」を「第20条の２の13」に改め、同表記載要領３を削り、同表記載要領４を同表記載要領３とし、同表記載要領５中「平成27年４月１日以後に開始する事業年度において」を「法人が」に改め、同表記載要領５を同表記載要領４とし、同表記載要領６を同表記載要領５とする。

第六号様式別表十二記載要領一及び５中「第３項」を「第４項」に改める。